相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎市立山二丁目一八七番地、最後の所長崎市西海町一七七七番地二〇松田方
被相続人　亡　中山　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

長崎市万才町六番一一号三井ビル三階植木法律事務所
相続財産管理人　後藤　大輔

債権申出の公告（第二回）

当信用組合は、平成二十五年二月二十八日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当信用組合に確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

東京都新宿区西新宿三丁目一五番五号ライオンズマンション西新宿一〇一四号
株式会社四宮
連絡先　岡山市北区天神町六番四八号しろした法律事務所
清算人　弁護士　土居　幸徳

平成二十五年四月二十二日

福島県相馬市中村字大町六九番地
相双信用組合
清算人　只野　達広

債権申出の公告（第三回）

当社は、平成二十三年法律第六十四号附則第六条第一項の規定により平成八年六月一日に解散したところ、残余財産の清算のため、平成二十三年九月一日、東京地方裁判所（平成二十三年（ヒ）第二五五号）より清算人が選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

東京都新宿区西新宿三丁目一五番五号ライオンズマンション西新宿一〇一四号
株式会社四宮
連絡先　岡山市北区天神町六番四八号しろした法律事務所
清算人　弁護士　土居　幸徳

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 25 年４月 22 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①イオンクレジットサービス株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4731号　④イオンクレジットサービス株式会社　東京都千代田区神田錦町一丁目１番地　代表取締役　神谷和秀　⑤本社営業所　東京都千代田区神田美土代町１番住友商事美土代ビル９Ｆ　⑥平成11年12月９日　⑧平成25年３月22日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区神田錦町一丁目１番地　イオンクレジットサービス株式会社　代表取締役　水野雅夫

Ｃ　①ナチュラルツアーズ　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―1339号　④株式会社ナチュラル　名古屋市港区木場町６番地の36　代表取締役　今津孝幸　⑤本社　名古屋市港区木場町６番地の36スペリアシティ名南アネックスⅥ807号　⑥平成24年11月29日　⑨平成25年３月19日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市港区木場町６番地の36　株式会社ナチュラル　代表取締役　今津孝幸

Ｂ　①フォワードトラベル株式会社　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―763号　④フォワードトラベル株式会社　名古屋市名東区姫若町３番地の２　代表取締役　前田亨　⑤本社営業所　名古屋市名東区藤里町1601　⑥平成３年12月18日　⑧平成25年３月31日　⑩265万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市名東区姫若町３番地の２　フォワードトラベル株式会社　代表取締役　前田亨

Ｂ　①株式会社アテンドアース　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2612号　④株式会社アテンドアース　大阪市中央区南船場４丁目11番５号　代表取締役　竹内栄二　⑤本社　大阪市中央区南船場４丁目11番５号南船場コレット801号室　⑥平成23年７月７日　⑧平成25年３月21日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区南船場４丁目11番５号　株式会社アテンドアース　代表取締役　竹内栄二

Ｂ　①株式会社ティーワイケイ（ツアーサプライ）　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2219号　④株式会社ティーワイケイ　大阪府摂津市正雀本町１丁目21番19号　代表取締役　志賀登喜子　⑤正雀営業所　大阪府摂津市正雀本町１丁目21番19号　⑥平成15年３月24日　⑧平成25年３月21日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府摂津市正雀本町１丁目21番19号　株式会社ティーワイケイ　代表取締役　志賀登喜子

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 25 年４月 22 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。